



病児・病後児保育利用の手引



「病児・病後児保育」とは？

保護者の勤務の都合や疾病、事故、出産等の理由により、家庭において保育できない病気（回復期には至らないが、症状の急変が認められない場合）または病気回復期（症状が回復し、安定に向かっている場合）のお子さんを、かかりつけの医師が「保育室の利用が可能」と判断した場合に、実施施設で看護師・保育士等が一時的にお預かりする事業です。（1回の申請につき7日以内）

埼葛クリニック内病児・病後児保育室「めぐみ」

〒342-0037

吉川市富新田245

電話 048-982-3381

FAX 048-982-3382



吉川市
Yoshikawa City

吉川市役所健康福祉部保育幼稚園課

電話 048-982-9528（ダイヤルイン）



1 利用できるお子さんの条件（次のすべてを満たすお子さんが対象です。）

- (1) 市内在住または市内の保育所、認可外保育施設、幼稚園、小学校等に通う生後3ヶ月から小学校3年生までの児童で保護者の勤務の都合や疾病、事故、出産等の理由により、家庭において保育できない場合です。
- (2) 病気または病気回復期のお子さんとは、次のような病気であり、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の必要があるお子さんのことです。
- 日常的な疾病（感冒・消化不良等）・・・病気または病気回復期
 - 感染性疾病（麻疹・風疹・水痘等）・・・他の児童に感染する恐れのある感染期を経過した以降
 - 慢性疾患（喘息等）・・・・・・・・・・・・発作等がおさまった以降
 - 外傷性疾患（熱傷等）・・・・・・・・・・・・症状が発生した以降
 - 感染症の場合は病児・病後児保育室「めぐみ」にご相談ください。

2 実施施設

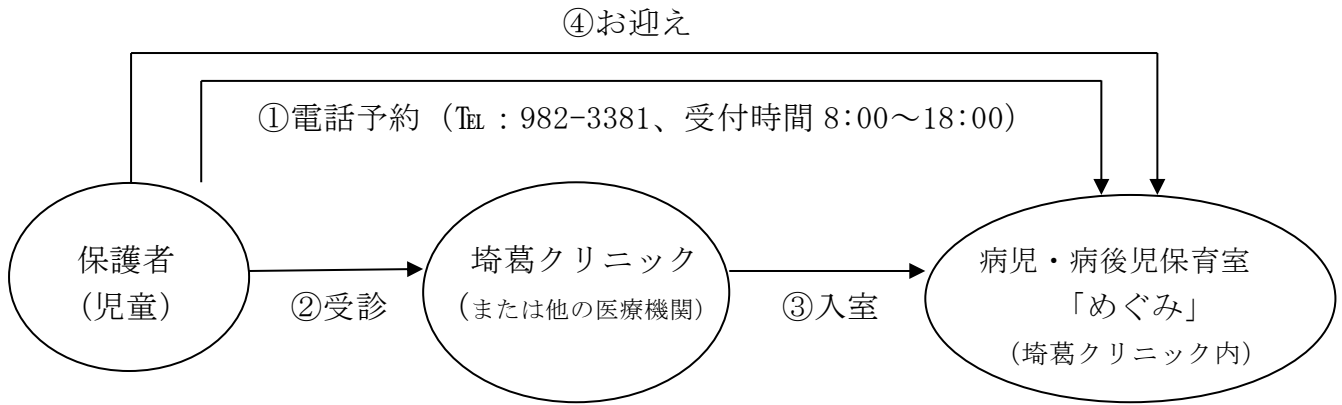
埼葛クリニック内病児・病後児保育室「めぐみ」（TEL 048-982-3381）

3 実施内容

定員	1日につき原則4人まで（ <u>病状優先ではなく、先着順となります</u> ）
保育時間	午前8時から午後6時まで
休日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
料金	◎利用料 1人日額2,000円です。（5時間未満は1,000円） （生活保護法による被生活保護世帯又は前年度分市町村民税非課税世帯に該当する場合は、 <u>申請により</u> 利用料が免除されます） ◎このほかに、診療代（実費）がかかります。 ◎このほかに、入室時の持ち物で忘れた場合、必要に応じて別料金がかかります。 <u>入室時の持ち物は「5 入室時の持ち物チェックリスト」をご覧ください。</u> ◎実施施設へ利用日ごとのお支払いとなります。
利用期間	1回の申請につき、7日以内となります。

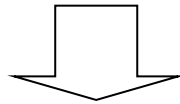
- ・土、木曜日の利用につきましては、前日までに登録及び予約を済ませた方のみ利用となりますのでご注意ください。
- ・入室後に病状に変化があり保育が無理と判断した場合は、保護者に連絡し、お迎えをお願いすることがあります。
- ・緊急の場合は、保護者の了解のもと、病児・病後児保育室「めぐみ」から受診する場合がありますので、予めご了承ください（医療費等は保護者負担になります）。
- ・利用に必要な各書類は市役所保育幼稚園課窓口（本庁舎1階）、各市民サービスセンター、おあしす（受付及び子育て支援センター）、中央公民館、市内の認可保育所、家庭保育室を含む認可外保育施設、幼稚園、学童保育室、児童館に用意してあるほか、吉川市ホームページからもダウンロードできます。【吉川市役所>子育て・教育・学び>一時的な保育関連サービス>病児・病後児保育】

4 利用手続きの流れ



①電話予約

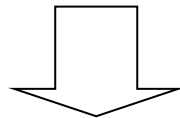
病児・病後児保育を利用したいお子さんがいる場合、病児・病後児保育室「めぐみ」に電話し、利用の予約をします。(状況により利用できない場合がございます)



②受診・利用申出

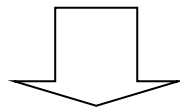
保護者の方がお子さんを同伴で、埼玉クリニック小児科または他の医療機関で診察を受けていただきます。(診療代は保護者の方の負担となります)

診察の際、必ず病児・病後児保育室「めぐみ」の利用を希望する旨について受付・小児科に申し出てください。利用を希望する方に対しては、お子さんの病状を診断した結果、医師の指示により病児・病後児保育室「めぐみ」でお預かりすることができるかどうかを判断いたします。



③入室

お預かりすることができる場合、保護者の方がお子さんを連れて病児・病後児保育室「めぐみ」に行き、診療情報提供書・利用申し込み（初めて利用される場合には、利用登録も必要となります。）担当職員と病状の確認を行います。また、利用料は入室時にお預かりします。



④お迎え

お子さんをお迎えの際に、必要に応じて別料金（衛生費等）をお支払いいただきます。

※必ず、予約を行った上で診療情報提供書の発行をかかりつけの医師に依頼してください。費用は保護者の負担になります。(基本的には月1回のみ、こども医療費やひとり親家庭等医療費の受給対象となります。)

※予約の際には、予約後のキャンセルについての手順も、事前に病児・病後児保育室「めぐみ」に確認してください。

※予約の取り消し、又は遅れる場合は速やかに連絡してください。

※診療情報提供書の提出があったとしても、当日の病状によっては利用をお断りする場合があります。

5 入室時の持ち物チェックリスト（持ち物に記名をお願いします。）

- 保育料
- 病児・病後児保育利用者登録承諾通知書
- 利用者申請書兼病状連絡票（お持ちの方のみ）
- 診療情報提供書（病児・病後児保育利用連絡票：埼玉クリニック以外の医療機関を受診された方のみ）
- 埼玉クリニック診察券（お持ちの方のみ）
- 健康保険証（コピー不可）
- 子ども医療費受給者資格証（クリーム色の証書）
- 母子手帳
- 薬（医師から処方されたものすべて：お薬手帳またはお薬の説明書も併せて）
- ハンドタオル・バスタオル 各2枚
- ビニール袋（スーパーの袋可） 3枚
- ポリ袋（使用済みのオムツを入れるもの） 5～6枚
- コップまたはストロー付きマグカップ
- 着替えの服 上下2組
- 下着（肌着・パンツ 各2枚）
- 食事 1食
- おやつ 2食
- 飲み物（500ml入のペットボトル）未開封のもの2本以上
- 熱冷ましシート
- 紙おむつ 10枚
- おしり拭き 1袋
- 食事用エプロン 2枚
- 哺乳瓶 1つ
- ミルク（必要回数分を1回分ずつにして）
- 汗ふきタオル（暑い時期のみ）
- ティッシュ

埼玉クリニック内病児・病後児保育室「めぐみ」案内図

